

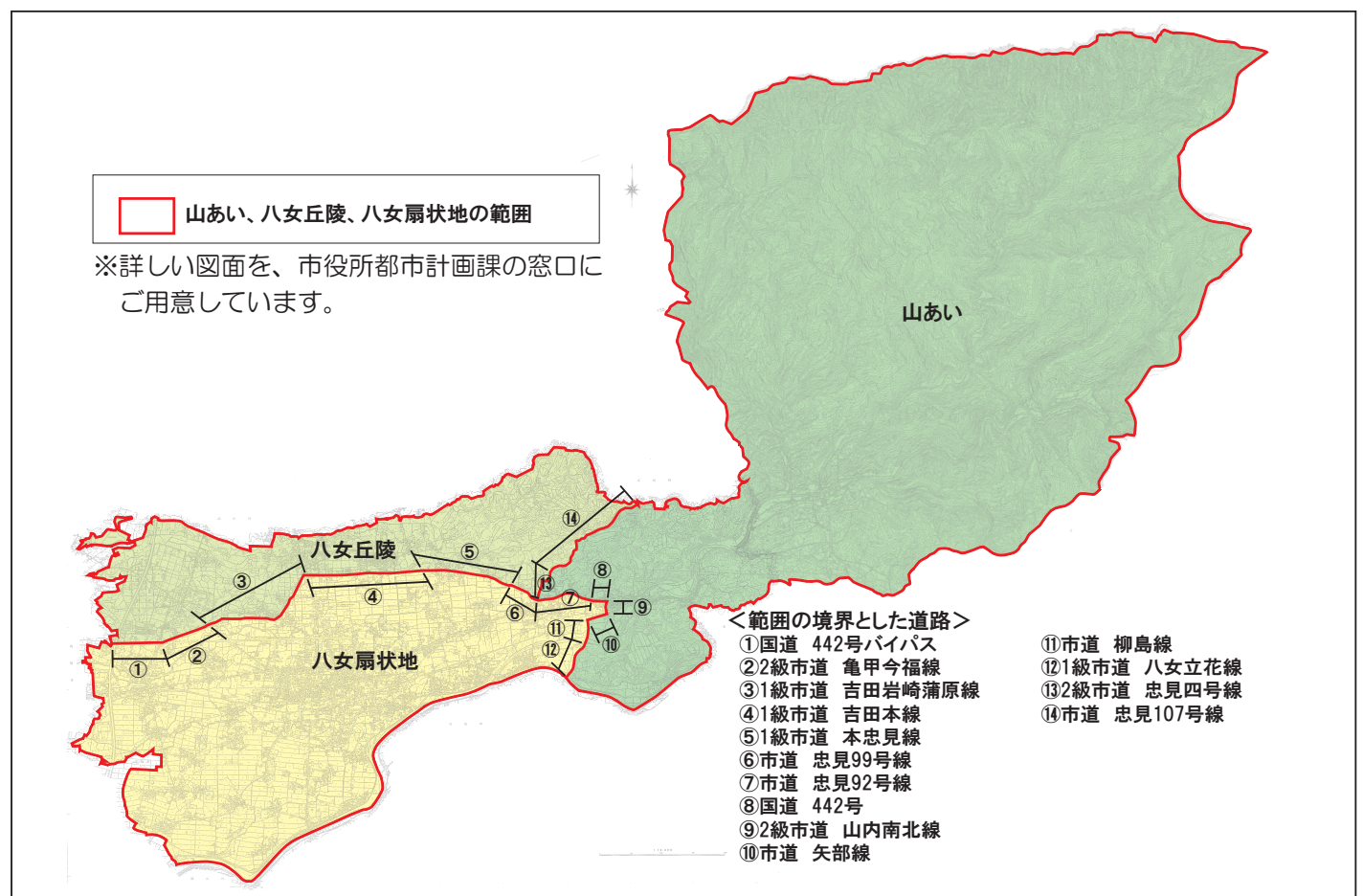
◆八女市文化的景観計画（行為や規模, 基準等）

■届出対象行為（景観法第16条第1項1号～4号）

全域の良好な景観形成のために、以下に該当する行為を行う場合は市に届け出る必要があります。

対象行為	対象規模
(1) 建築物の建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・延床面積 1,000 m ² 以上（店舗等は 500 m ² 以上）又は高さ10m以上 (外観を変更することになる修繕、模様替、色彩変更については、上記規模以上で外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の2分の1以上のもの)
(2) 工作物の建設等 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・煙突、コンクリート柱、鉄柱、高架水槽、装飾塔、記念塔等：高さ 10 m以上（ただし、電柱は15m以上） ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫等：高さ 10 m以上 (外観を変更することになる修繕、模様替、色彩変更については、上記規模以上で外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の2分の1以上のもの)
(3) 開発行為 都市計画法に基づく開発行為	・区域面積 3,000 m ² 以上
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・区域面積 3,000 m ² 以上 ・森林開発は 0.6 h a 以上 ・高さ 5 m以上の擁壁
(5) 土石、その他の物品の堆積等	・高さ 5 m以上の堆積
(6) 屋外照明 夜間において一定の期間継続して行う照明	・延床面積 1,000 m ² 以上（店舗等は 500 m ² 以上）又は高さ10m以上の外観について行うもの

■建築・開発行為の基準の範囲



■環境色彩基準

建築物に関する環境色彩基準 ※日本工業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による。）

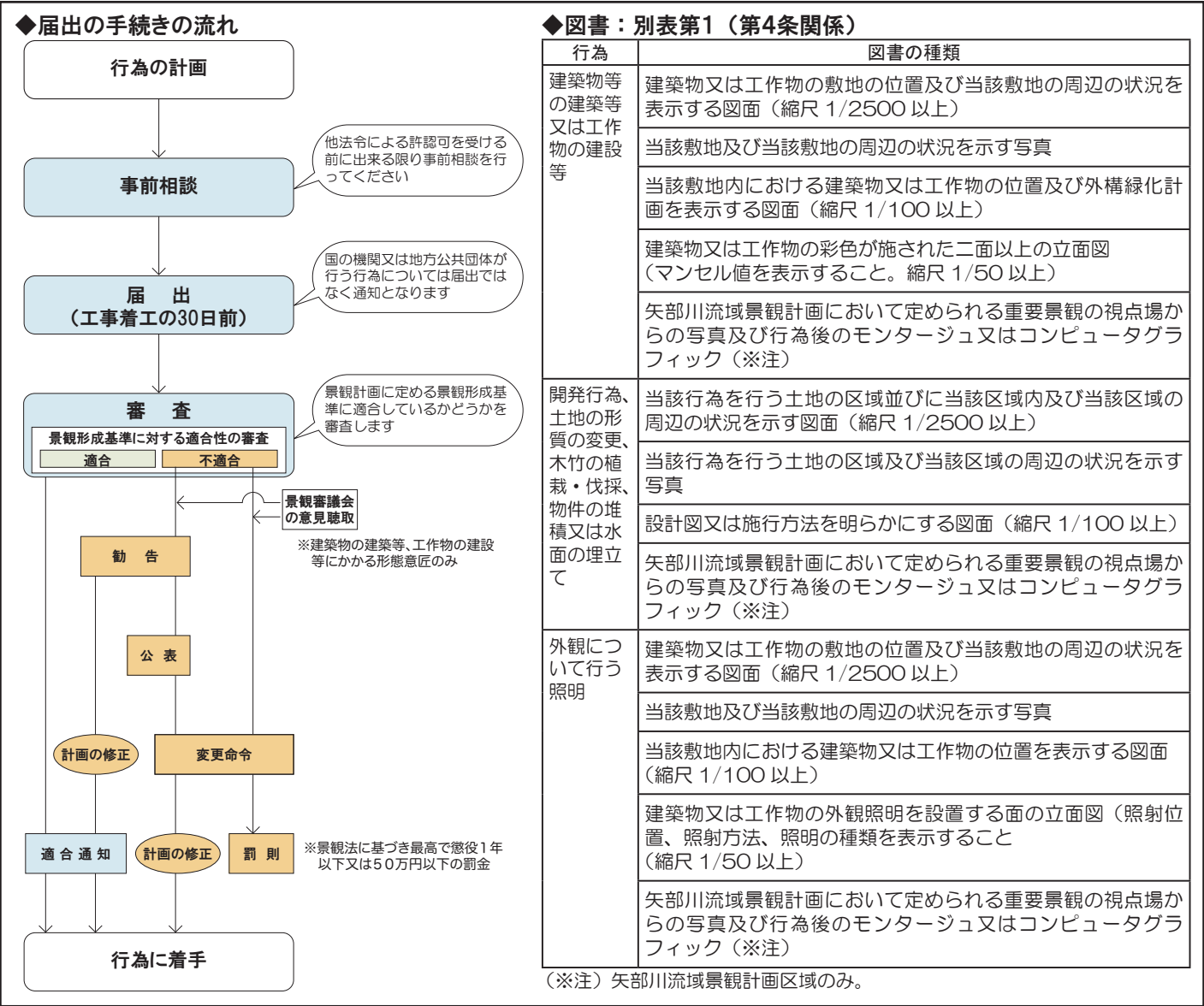
	部位	色相	明度	彩度
山あい	外壁基調色	7.5YR～2.5Y	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色（N）	7.5 以下	
		上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下
	屋根色	2.5GY～7.5BG	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色（N）	7.5 以下	
		上記以外の色相	5.0 以下	2.0 以下
八女丘陵・ 八女扇状地	外壁基調色	有彩色		4.0 以下
		無彩色（N）		
	屋根色	有彩色	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色（N）	7.5 以下	

※外壁各面の 4/5 は、基調色に適合した色彩とする。

工作物に関する環境色彩基準 ※日本工業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による。）

	色相	明度	彩度
山あい	全て	7.5 以下	4.0 以下
八女丘陵・八女扇状地	全て		4.0 以下

■建築・開発行為に関する届出の手続きの流れと図書



【問合せ先】
八女市 企画部 定住対策課 町並み景観係

所在地：〒 834-8585 福岡県八女市本町 647
電 話：0943-24-8164 FAX：0943-22-2186
Eメール：machinamikeikan@city.yame.lg.jp